

道路占用工事施行方法基準

一部改正 平成13年1月1日

一部改正 平成20年4月1日

新潟市道路占用規則（平成19年新潟市規則第72号）第15条の規定による道路占用工事施行方法基準を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この基準は、道路占用工事において道路の掘削工事を適切に施行するため遵守すべき事項を示すものである。

（準備工等）

第2条 着工前に工事に必要な諸準備を十分に整え、工事工程の間に時間的な間げきを生じさせないよう務めること。

- 2 工事の施行にあたっては、あらかじめ工事箇所における地下埋設物件の調査、その周辺の交通状況及び現状確認等を十分に行い、工事実施に伴う事故の防止を図ること。
- 3 短期間に完了する工事は、交通量の最も少ない時間を選んで行うこと。
- 4 工事の期間を短縮するため、能率的な方法により施行すること。
- 5 既設工作物の移転、改築、撤去又は防護等を必要とするときは、その所有者及び市の指示を受け必要な措置を講ずること。
- 6 工事により道路若しくは道路附属物に損傷を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちに市に届け出て、その指示により必要な措置を講ずること。
- 7 工事期間中は、工事区間であっても工事材料（掘返しに伴う土砂を含む）、機械器具等を道路上にたい積し、又は乱雑に置くことなく交通に支障のない場所に定置し、常時点検又は整理等を行い交通の安全を図ること。
- 8 現場での材料の積みおろし又は残土の車両への積み込み作業等を行うときは、交通整理員を配置し交通の安全を図り、作業完了後は道路清掃を行うこと。
- 9 掘削土砂、工事用機械又は材料等で消火栓、火災報知機、水道制水弁、ガス開閉栓及び各種人孔等の所在箇所を不明瞭にし、又はこれらへの接近を困難にしないこと。
- 10 機械掘削の場合は、特に地下埋設物に注意し、万一の事故に備え地下埋設物の所有者、連絡先等を事前に調べ、工事の日時等を連絡しておくこと。
- 11 掘削する長さは、原則として当日中に埋戻し、転圧まで完了して交通開放できる程度とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ市と協議し、その指示により覆工等必要な措置を講ずること。
- 12 沿道の住宅等に接して掘削する場合は、出入口の支障をきたさぬよう措置すること。
- 13 道路を横断して掘削する場合は、片側一車線の幅員を確保し、その埋戻し又は覆工等の措置を講じた後、他方側の掘削に着手すること。

1 4 湧水地帯を掘削する場合は、湧水又はたまり水を排水ポンプ、その他の方法により付近の下水樋又は側溝に排水すること。また、この場合、土砂が流入しないよう沈殿装置を設けること。

(掘削工)

第3条 舗装道路の表層部分の掘削は、掘削幅の両側をのみ又はコンクリートカッター等の切断機をもって切断し、周囲に損傷を及ぼさないよう施工すること。

2 平板ブロック舗装の掘削は、表面の平板ブロックを破損しないように取り外し、交通に支障のない箇所に50cm程度の危険でない高さに整とんし積み重ねておくこと。

(山囲工)

第4条 道路の掘削は、原則として山囲工を施工し、工事完了後は山囲材を撤去すること。

2 山囲工の使用材料は、鋼矢板、コンクリート矢板又は木矢板等で、土圧に十分耐え得るものであること。

3 矢板は縦矢板とし、矢板打込みに際しては、あらかじめ深さ0.6m~1.0mの布掘りを行い、かつ振動騒音等を最小限にとどめる工法を用いること。

4 軟弱地盤湧水地帯においては、周囲の地盤にゆるみを生じさせないように矢板の継手を完全に接合すること。また、矢板の裏込を十分に行うこと。

5 矢板の打込み又は引抜きの際は、近接する電線、塀等への危険防止を講じること。

6 矢板引抜きに際しては、掘削の深さの3分の2程度の埋戻し、水締等の作業を行い、徐々に引き抜き、その跡の間げきにはまんべんなく砂を充填すること。また、矢板引抜きが困難なため埋め殺す必要が生じた場合は、市と協議し、その指示によること。

(覆工)

第5条 覆工板の使用材料は、しま鋼板、鉄わくコンクリート板又はダクタイル鋳鉄板等で荷重に十分耐えうるものであること。

2 覆工は、車道についてはT-25、歩道については5.0kN/m²の荷重に耐えうる構造とすること。

3 覆工は段差、間げき、凹凸、ばたつき、はね上り、ずれ等が生じないように施工し、表面は滑らぬよう十分摩擦抵抗のあるものを使用すること。

4 路面とのすりつけ部分は、縦横断ともに3%以下の勾配とし、アスファルト等ですき間のないようすりつけること。